

一人親方とインボイス

経営管理の辻元法務事務所

2022. 4.20 辻元誠和

はじめに

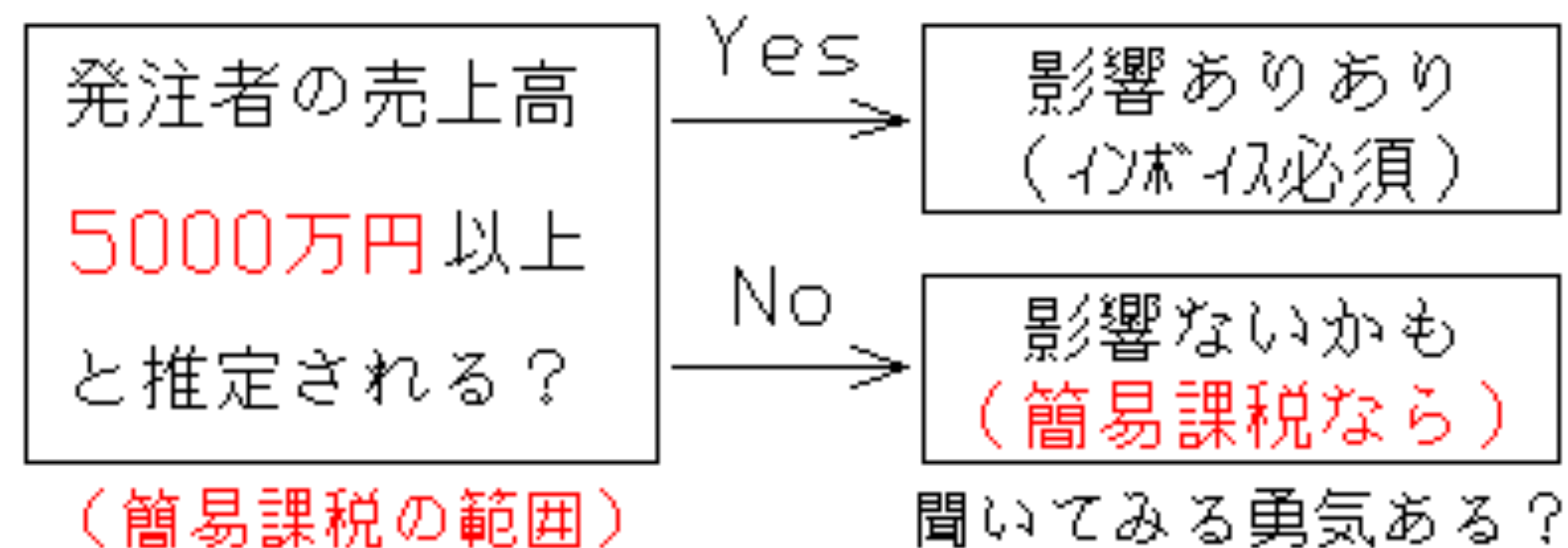
- いよいよインボイスが始まりますが、とりわけ建設業の一人親方周辺に大きな影響を及ぼし、職人の減少から始まる日本の技術力の低下も危ぶまれています。
- 今回は、インボイス制度を理解しながら一人親方の影響を最小限に抑える運用を検討し、これを提案してみます。
- インボイス制度は、令和5年10月からスタートします。課税業者に移行するかを令和4年中に検討して、税務署に申請する必要があります。

インボイス制度とは

- インボイス制度については、消費税の免税業者であっても、消費税を納付しなければならなくなり負担が増えるという程度はご存知かと思います。
- 一人親方の場合は、単純に最終利益が10%程度減少してしまうというイメージでよいかと思います。
- 一人親方が免税業者のままだと、元請業者の納税負担が増えるので、仕事がもらえなくなるおそれがあり、課税業者に移行するほかないかと思います。
- 直ちに免税業者の消費税が控除対象外となるわけではなく、6年間の経過措置(80%→50%→0%)があります。

自らがインボイスの影響を受けるか

- 後先になりますが、自らの発注者（元請・直上）が消費税の課税方式を簡易課税を選択していれば、自らが免税業者であることを発注者に迷惑をかけません。
- 簡易課税は売上高が5,000万円以上であれば選択することができませんので、発注者が5,000万円以上と推定されれば、迷惑をかけることになります。（凶）



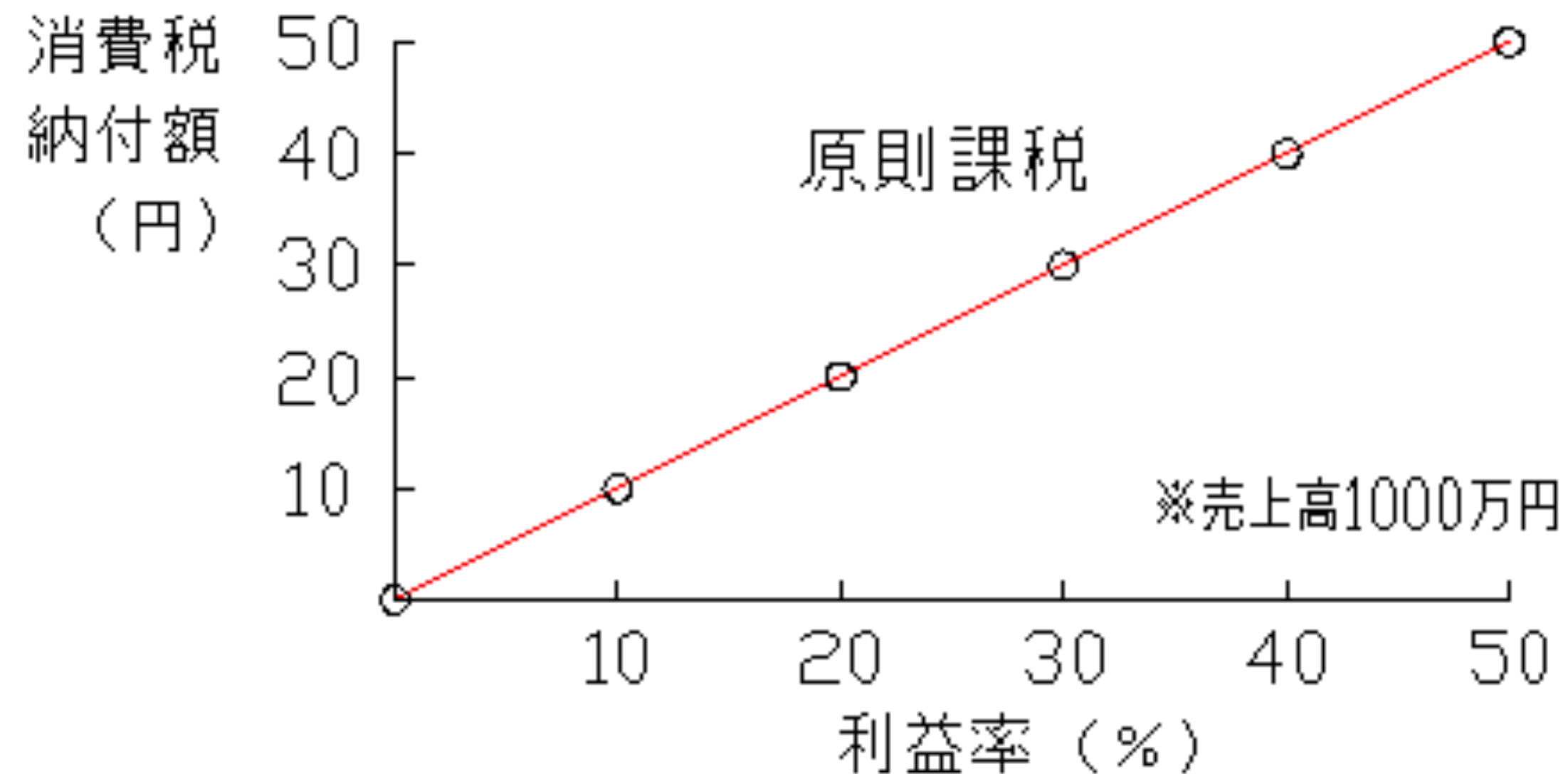
消費税の課税の2種類

- 消費税の課税のされかたは、次の2種類があります。
- ①原則課税
- ②簡易課税（届出）

$$\begin{array}{l} \boxed{\begin{array}{c} \text{消費税} \\ \text{(原則課税)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{売上に対する消費税} \\ \text{(仮受け消費税)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{仕入・経費に対する消費税} \\ \text{(仮払い消費税)} \end{array}} \\ \\ \boxed{\begin{array}{c} \text{消費税} \\ \text{(簡易課税)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{売上に対する消費税} \\ \text{(仮受け消費税)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{仕入・経費に対する消費税} \\ \text{(仮受け消費税} \times \text{みなし仕入率)} \end{array}} \\ \text{※建設業70\% (手間請負なら60\%)} \end{array}$$

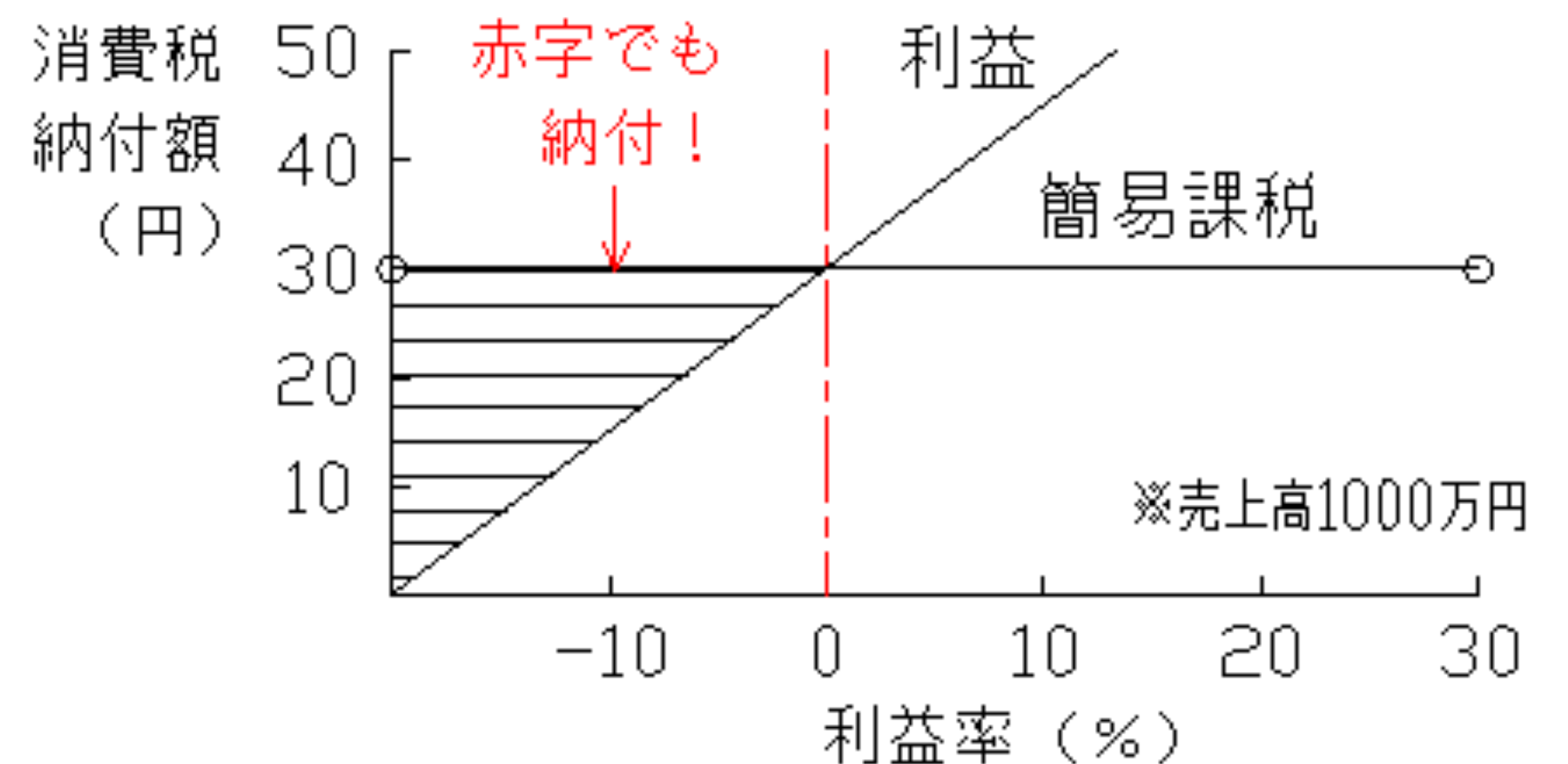
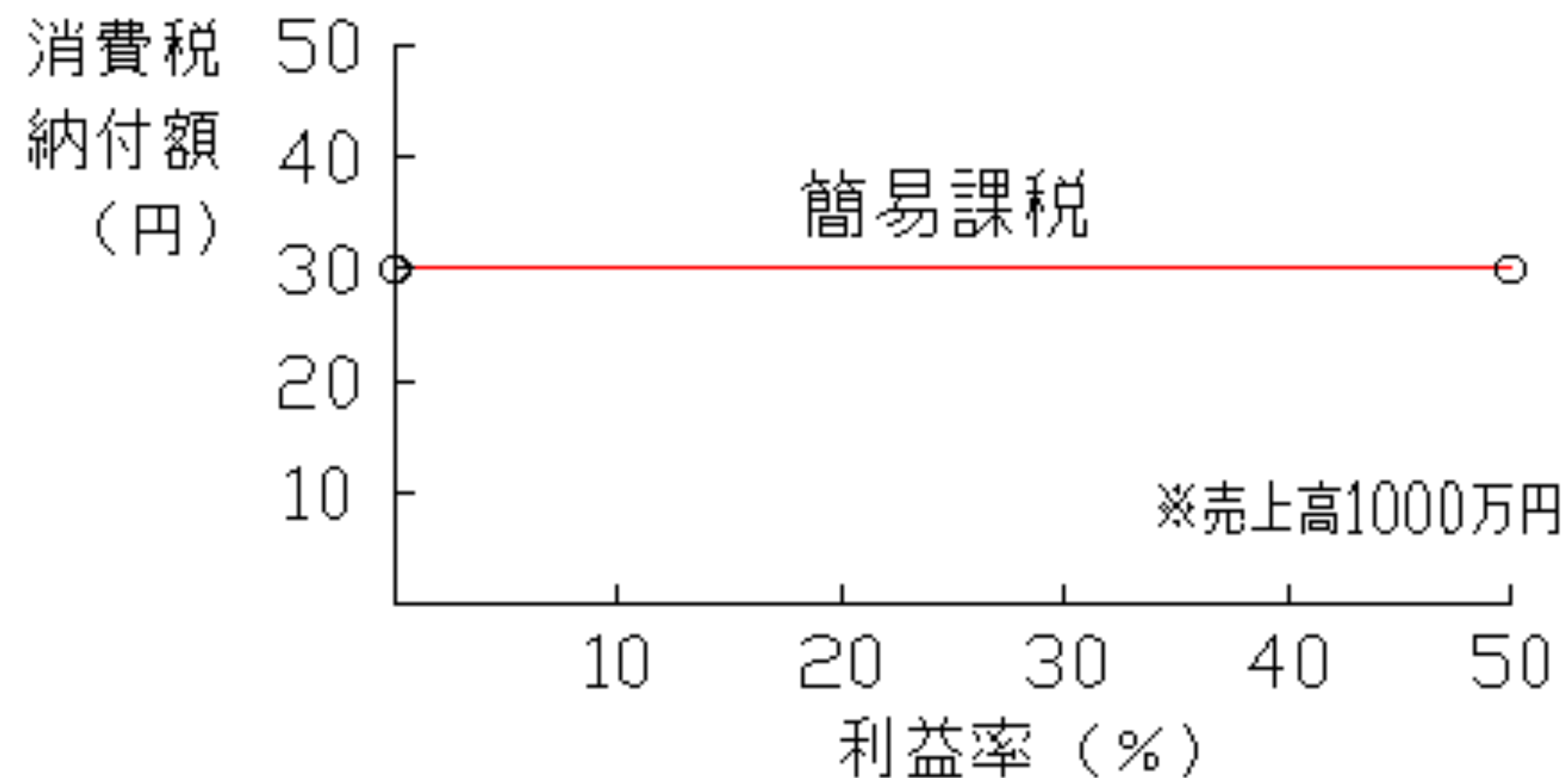
原則課税とは

- 預かった消費税と支払った消費税の差額を納付する論理式である。
- 還付請求することで、先払いした消費税が返金されることもある。
- 売上1,000万円のグラフ



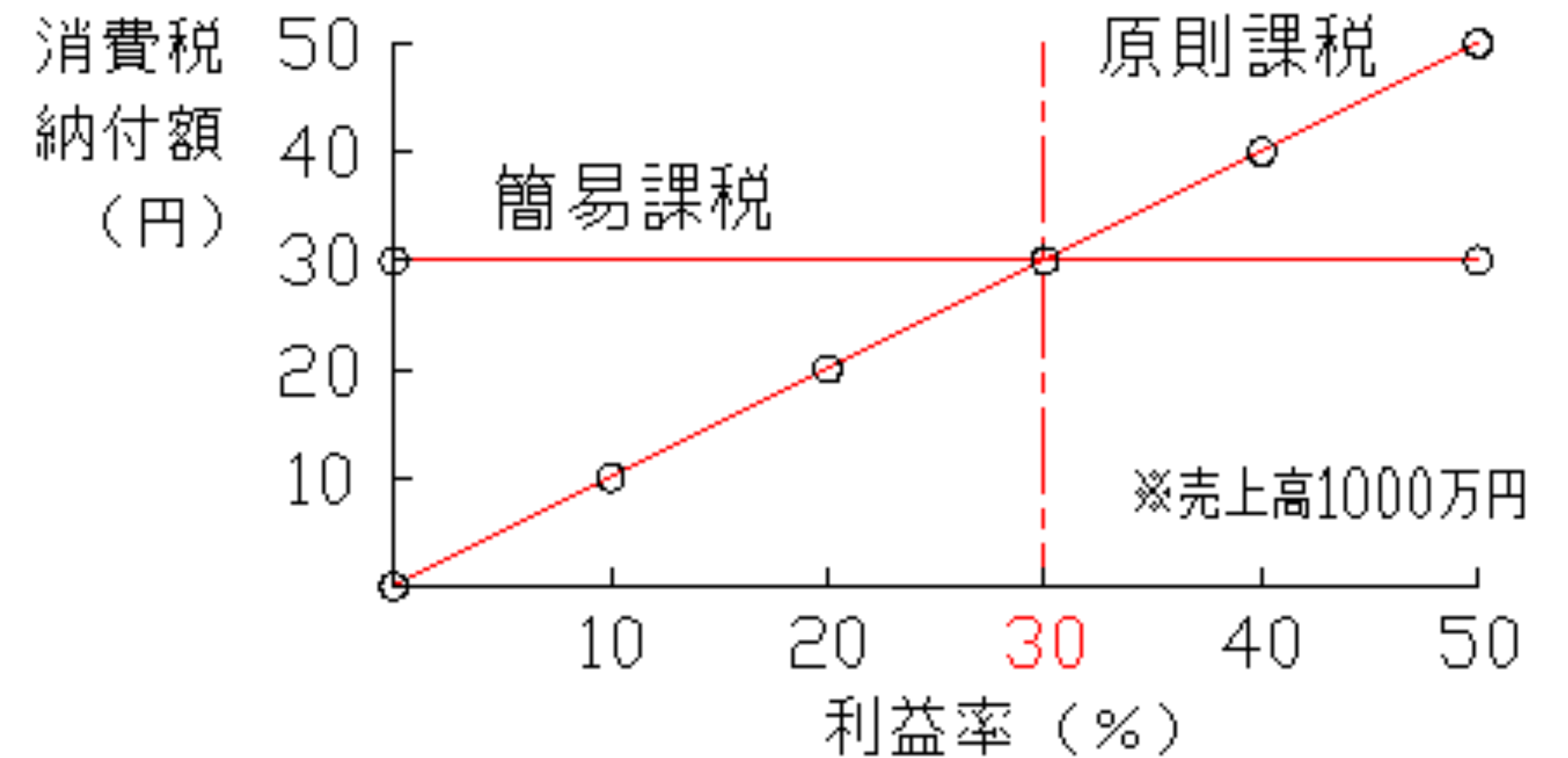
簡易課税とは

- 納税を簡単にするため、売上高のみで算定するので、経費に関わらず一定額である。
- 赤字で手元現金がないのに、納税するというデタラメなことが起こり、還付もない。
- 売上1,000万円のグラフ



一人親方はどちらを選択すべきか

- 選択の判断基準は売上高利益率30%が目安となります。(税引前の利益)
- 店舗を持たず、材料費や外注費も少ない一人親方であれば、簡易課税が有利でしょう。
→ 本当は50万円だけど30万円でOK!
- 店舗を持ち、それなりに経費の多い一人親方であれば、原則課税が有利でしょう。
→ 本当は20万円だけど30万円も支払う!



一人親方の特色

- 一人親方は基本的に従業員を雇用していないので、給与賃金や法定福利費のような非課税経費がない。
- よって、そこだけに着目すれば、みなし経費を多く見てくれる簡易課税を選択したほうが納税額は少なくなる。

今後の課題

- 消費税インボイス制度のダメージを最小限に抑えるためには、しっかりとした管理会計が必要です。
- 課税業者として、請求書は所定の様式が必要なので、自作Excelでは難しいかもしれません。
- 自らが課税業者になって、それで解決ではなく、自らの支払業者（同業者や個人商店など）が免税業者のままであれば、今度は自らの納税負担が大きくなります。
- 結局のところ、課税業者にならずに受注機会を失うのが最悪のシナリオ1で、課税業者になって納税負担が生じたのに、支払業者の部分も負担することになり、両挟み状態が最悪のシナリオ2です。

会計ソフトはとっても便利

- 独自の調査によりますと、手動での帳簿作成やフリーソフトのExcelで会計している一人親方も多くいらっしゃるようです。
- 会計ソフトもお手頃な価格となり、手書きやExcelよりも時短ができ、格段に管理がし易くなるので、インボイスの機会に是非とも導入してください。
- 会計ソフトへの入力をアウトソーシング（記帳代行の外部発注）することで、本業に集中できるという考え方も効果的です。

請求書ソフトは実はとても便利

- 期間を指定して請求金額や消費税額を抽出できるので、申告漏れなどがなくなり、スピーディーな会計、税務に貢献できます。
- 請求書ソフトの中で一括管理するので、個別のExcelファイルが氾濫することはありません。

まとめ

- インボイス制度のスタートにより、課税業者に移行しなければ、受注が困難となるので、移行は必須かと思われます。
- 消費税納付の方法は2種類あり、直近の売上高利益率などを参考に決定します。
- 課税業者に移行した場合、円滑な会計および税務のため、会計ソフトや請求書ソフトの導入を検討してください。

ありがとうございました😊